

平成24年第3回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 平成24年3月21日(水) 午前8時34分～午前9時34分
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事,
竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 伊藤事務局長, 太田学長政策推進室長,
佐藤監査室長, 中村総務部長, 高橋病院事務部長, 石ヶ森教務部長,
山内総務課長, 藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長,
成田医療支援課長, 堤総務課長補佐, 国井総務課長補佐, 松井総務係長,
山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、第2回役員会(平成24年2月15日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 平成24年度年度計画(案)について

本件について、学長から発議及び藤井企画評価課長から、資料1に基づき、平成24年度年度計画(案)について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、平成24年度年度計画は、3月末までに文部科学大臣へ届け出るとともに、本学のホームページで公表する旨学長から付言があった。

2. 平成23事業年度収支見込み及び平成24事業年度当初予算(案)について

本件について、学長から発議及び今田会計課長から資料2-1～2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

3. 平成24年度資金運用について

本件について、学長から発議及び今田会計課長から資料3に基づき説明があり、審議の結果、「北海道地区国立大学法人の資金の共同運用(通称「Jファンド」)」について、学術振興後援資金を財源に、2千万円を1年間運用することが了承された。

4. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議の後、国家公務員の給与改定の人事院勧告が行われ、本年2月29日に国会で給与法の改正案が成立し、本年3月1日から、国家公務員は人事院勧告に基づく給与改定が行われていることの説明があった。

次いで、山内総務課長から資料4に基づき、人事院勧告及びこの勧告に係る本学の対応案についての説明が行われた。

引き続き、学長から、本学はこれまででも国家公務員の給与支給基準をほぼ踏襲して給与規程の制定及び改正を行っていること。今回の人事院勧告に係る対応につい

ても、国家公務員と同様の改正を行うことの提案があり、審議の結果、これが了承された。

5. 国家公務員の給与の臨時特例に関する対応について

本件について、学長から発議及び次のとおり報告があった。

- ①昨年6月3日に国家公務員の給与減額支給措置が閣議決定され、本年2月29日に「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案」が国会で成立し、国家公務員は、4月1日から臨時特例法による給与の減額が行われること。
- ②労働基準法等が適用になる本学職員には、直接適用になるものではないが、3月8日付けで、文部科学省大臣官房長から、各国立大学長宛てに、「法人の自立的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、貴法人の役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請いたします。」との通知があったこと。

次いで、山内総務課長から資料10に基づき、今回の臨時特例の概要説明が行われた。

引き続き、学長から、次のとおり説明及び提案が行われた。

- ①この改正を行うと、本学では約1,100名の常勤職員が対象になり、年額約4億6千万円の減額となること。また、この額に見合う運営費交付金の減額については、現在のところ不明であること。
- ②本学としては、文部科学省大臣官房長からの要請、及び、今回の削減で生じる財源が、東日本大震災の復興財源に充てられるという趣旨に鑑み、国家公務員と同様の改正を行いたいこと。しかしながら、職員のモチベーションを下げないためにも、新たな手当の創設など何らかの形で、職員へ削減に見合う額の支給を考えたいこと。

審議の結果、国家公務員の給与の臨時特例に関する本学の対応方針が了承された。

6. 診療助教に関する規程の一部改正（案）について

本件について、学長から発議及び山内総務課長から資料5に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり、雇用期間の限度を他の非常勤職員と同様とする、「診療助教に関する規程」の一部改正（案）が了承された。

なお、規程の施行は、平成24年4月1日とする旨学長から付言があった。

7. 寄附講座の延長について

本件について、学長から発議及び資料6に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり「人工関節講座」の設置期間を、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間延長することが了承された。

8. 初期臨床研修医に対する奨学金支給制度の新設について

本件について、学長から発議の後、初期臨床研修医に対する奨学金は、平成20年4月～平成22年3月まで、寄附金を基に支給していたこと。新たな臨床研修制度が実施されて以降、大学病院の研修医は減少しており、大学病院が魅力あるものとなるための条件である処遇の向上を図り、研修医獲得を図るため、新たに「初期

臨床研修医に対する奨学金支給制度」を設けることとし、要項（案）を作成した旨説明があった。

次いで、山内総務課長から資料7に基づき説明の後、審議の結果、資料のとおり、「初期臨床研修医に対する奨学金支給に関する要項（案）」の制定について了承された。

なお、施行は、平成24年4月1日とする旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 本学と株式会社北洋銀行との包括連携協定締結について

資料8のとおり、3月9日に株式会社北洋銀行と包括連携協定を締結したこと。この協定は、産学官の連携を通じて相互の発展に寄与するとともに、道民の健康増進並びに地域医療への貢献に資することを目的にしていること。具体的な取組みの第一弾として、HBCラジオの放送を通じて、本学の取組みを紹介していくこと。

次回の開催予定

次回役員会は、平成24年4月11日（水）午前8時30分から開催すること。

以上